

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービンの蒸気配管のドレンポットレベルスイッチのテスト弁のグラウンド部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	活性炭ホールドアップ装置気水分離器（B）出口手動弁に開閉不能が発生したため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷却水薬注タンクのベント弁よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ入口配管の詰まりと思われる同ポンプ出口圧力値の変動が認められたため、当該配管を点検	D	
5	4号機	屋外トレンチ内排水ポンプ操作盤（タービン建屋大物搬入口脇）の電線管に腐食が認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
6	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 5）入口流量積算計に積算値のリセットができない事象が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
7	6号機	発電電力メーターリレーの設定用指針に表示ずれが認められたため、当該リレーを点検・調整	D	
8	6号機	廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過器に性能の低下が認められたため、当該ろ過器を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	その他	海生物処理設備排水処理ピット用ポンプに起動不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで